

松阪市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、本市に住所を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項において準用する同法第11条第2項の規定により、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日までに意見を提出することができます。（当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び該当意見書の処理の結果を併せて公告します。）

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項において準用する同法第11条第3項の規定により、当該農用地利用計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができます。

令和7年 6月 3日

松阪市長 竹上 真人



1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間

自 令和7年6月4日

至 令和7年7月4日

2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所（及び意見書の提出先並びに異議の申出先）

松阪市役所 産業文化部農水振興課 松阪市殿町1340番地1

3 意見書の提出方法、提出に当たっての留意事項

意見は書面によるものとし、提出先に直接持参するか郵送又はファクシミリにより受け付けます。

本市の定める様式に住所、氏名、電話番号（法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地、電話番号）を記載してください。

4 異議の申出方法、申出に当たっての留意事項

申出は書面によるものとし、申出先に直接持参するか郵送により申出してください。

異議申出の手続きについては行政不服審査法に関する規定を準用します。